

教員養成に関する教育の質の向上の取組み

(1) 教員養成に対する全学的な取組み体制による指導

- ・助言教員制度を活用し、教職履歴を把握するとともに、必要に応じて個別指導を行ないます。

(注) 助言教員制度……本学独自の制度で、1人の教員が各学年10名程度の学生を受け持ち、履修指導の他、学生生活上の相談等に応じています。毎学期初めに必ず個別の履修指導を実施しています。

- ・各学科の教職課程運営委員が、教職課程を選択した学生の履修状況を助言教員などから入手し、それを「教職課程運営委員会」で協議・検討することで、本学教職課程の改善に生かす体制を整えています。

(2) 教職課程の運営における県教育委員会との連携・協力に関する取組み

- ・本学の教員養成の方針や教職課程の運営方法、教育実習のあり方などについて、指導助言を求めます。
- ・授業やガイダンスに県教育委員会の指導主事等を招き、高校教育の現状や教職に必要となる情報等について学修します。

(3) 地域社会への貢献に関する取組み

長期休業中に、地域の小学生を集め、「わくわく体験工房」というイベントを実施しています。理科の実験をともに行うことで、小学生の興味・関心を喚起することを目的としつつも、学生がボランティアとして実際に教える機会となっています。この体験を通して、教職を志す学生の資質能力をも育成しています。

(4) 近隣高等学校との連携・協力に関する取組み

近隣の教育実習連携高等学校の公開授業を、学生が参観しています。自らの免許取得予定外の教科も含めて、複数の授業参観の感想をレポートにまとめることで、学生の資質能力の向上を図っています。

(5) 教職課程卒業生からの協力による取組み

教職に就いている本学卒業生を招聘し、在学生との交流会を開催しています。先輩からの助言や質疑応答により、学生の目的意識を明確にするための機会となっています。